

議案第 68 号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年 6 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

投票管理者	投票所	日額	12,600 円
	期日前投票所	日額	11,100 円
開票管理者		日額	10,600 円
選挙長		日額	10,600 円
投票立会人	投票所	立会時間が 7 時間を超える者	日額 10,700 円
		立会時間が 7 時間以下の者	日額 5,350 円
	期日前投票所	立会時間が 6 時間を超える者	日額 9,500 円
		立会時間が	日額 4,750 円

を

		6時間以下の者	
		指定施設の不在者投票施設の外部立会人	日額 10,700 円以内 で事務従事した時間に相応した額
開票立会人			日額 8,800 円
選挙立会人			日額 8,800 円

「

投票管理者	投票所		日額 12,800 円
	期日前投票所		日額 11,300 円
開票管理者			日額 10,800 円
選挙長			日額 10,800 円
投票立会人	投票所	立会時間が7時間を超える者	日額 10,900 円
		立会時間が7時間以下の者	日額 5,450 円
	期日前投票所	立会時間が6時間を超える者	日額 9,600 円
		立会時間が6時間以下の者	日額 4,800 円
	指定施設の不在者投票施設の外部立会人		日額 10,900 円以内 で事務従事した時間に相応した額
	開票立会人		

に改める。

選挙立会人	日額 8,900 円
-------	------------

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。